

2023年10月19日

株式会社トップラン

代表取締役 塚田勝彦 様

森本聰特許事務所

弁理士 森本 聰



見解書

1. 本見解書で示す事項

株式会社トップラン(以下「貴社」と記す)が、カーシャンプーの商品説明に「3pH洗車」或いは「3PH洗車」といった言葉を使用する行為に、「3PH洗車」に係る他社の商標の効力(商標権の効力と出願中商標の効力)が及ぶか否かの見解を示す。

2. 結論

貴社が、カーシャンプーの商品説明に「3pH洗車」或いは「3PH洗車」といった言葉を使用する行為に、「3PH洗車」に係る他者の商標の効力は及ばないと解する。

3. 具体的理由

(1) 「3pH洗車」や「3PH洗車」のうち、「pH」や「PH」の文字は、「水素イオン指數のこと。ペーハー。」(広辞苑第六版)等の意味を有する「pH」の語を容易に認識させるものであり、「洗車」の文字は、「自動車や鉄道車両などの汚れを洗い落とすこと。」(同前)等の意味を有する語である。

(2) そして、カーシャンプーの分野においては、酸性・中性・アルカリ性等の異なるペーハー(pH)の洗車用洗浄剤が販売されている実情が見受けられる。また、洗車の分野においては、酸性・中性・アルカリ性等の3種類の異なるpHの洗浄剤を用いた洗車方法について、「3pH洗車」の文字が使用されている実情が見受けられる(例えば、<https://www.youtube.com/watch?app=desktop&v=vtD1TdvZF0A>参照)。

(3) したがって、貴社が「3pH洗車」や「3PH洗車」といった言葉を、「洗車」に使用したとき、これに接した需要者・取引者は、「3種類の異なるpHの洗浄剤を用いた洗車」であると認識するものである。また、貴社が「3pH洗車」や「3PH洗車」といった言葉を、「カーシャンプー」に使用したとき、これに接した需要者・取引者は、「3種類の異なるpHの洗浄剤を用いた洗車のためのシャンプー」であると認識するものである。

(4) つまり、「3pH洗車」や「3PH洗車」といった言葉を「洗車」や「カーシャンプー」の商品説明に使用しても、需要者・取引者は、それらは単に洗車の質や、商品の品質を表示するものと認識するものであり、これ

ら「3pH洗車」や「3PH洗車」といった言葉は自他商品を識別するために使用されているものではなく、その質や品質を記述的に表示しているにすぎない（商品の出所を示す表示とは認識されないと理解するものである）。

（5）したがって、仮に他社が「3PH洗車」の商標について商標権を取得した場合でも、商標「3PH洗車」に係る商標権の効力は、貴社が販売するカーシャンプーの商品説明に「3pH洗車」或いは「3PH洗車」といった言葉を使用する行為には及ばないとの結論に至る。

（6）なお、念のために申し添えると、商標「3PH洗車」の商標登録出願は存在するが（商願2022-138720号）、当該商標登録出願に対しては、特許庁審査官より令和5年5月30日付で拒絶理由通知が発せられており、当該商標登録出願は現時点において権利化には至っていない（権利化されなければ、商標権侵害云々の問題は生じ得ない）。また、商標「3PH洗車」の拒絶理由通知において特許庁審査官が示した拒絶理由は、「3PH洗車」は商品の品質や役務の質を示すにすぎないというものであるから、「3pH洗車」や「3PH洗車」は商品の品質や役務の質を示すにすぎないという上述の弊職の見解は、弊職独自のものではなく、特許庁審査官と共通する見解でもある。

（7）加えて、仮に当該商標登録出願に対して登録査定が下され、当該商標が権利化された場合であつても、その権利効力は、貴社が販売するカーシャンプーの商品説明に「3pH洗車」或いは「3PH洗車」といった言葉を使用する行為には及ばないことは、上述したとおりである。

以上